

フランスにおける観光プロモーション実施事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

フランスにおける観光プロモーション実施事業業務

2 委託業務の目的

富山県では、一般的に訪日旅行における滞在日数が長く、観光消費額も多い欧米豪市場を新規市場として捉え、なかでも、知的好奇心や探求心が高く、自身の知識を深め、インスピレーションを重視する傾向にある高付加価値旅行者の誘客を積極的に進めていくこととしている。

令和8年度において、フランスで、富山の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力を発信する観光プロモーション等を実施し、フランスにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

委託業務の目的を踏まえたうえで、下記のとおり観光プロモーションを実施すること。実施内容及び実施場所については、県と協議、調整を充分に行ったうえで業務を行うこと。

（1）開催地

フランス・パリ市

（2）実施時期

令和8年11月中下旬

※業務の目的を踏まえたうえで効果的な日程及び時間帯について提案すること。

（3）実施場所

観光プロモーションの実施に効果的なパリ市内の会場

（例：日本文化発信拠点、商業施設ほか）

※業務の目的を踏まえたうえで効果的な会場について提案すること。

（4）実施内容

富山県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力を活かし、フランスの高付加価値旅行者や現地の旅行会社、メディア等に訴求可能な内容とし、下記の①～③を含む観光プロモーションを実施すること。

①旅行会社、メディア向けイベント

②一般消費者向け観光PRイベント

③一般消費者向け体験ワークショップ

①旅行会社、メディア向けイベント

現地の旅行会社やメディアを対象に、本県の多彩な魅力を発信する観光セミナー、レセプション、セールスコールまたはネットワーク構築イベント等を提案すること。

- ・実施回数：1回
- ・対象者：現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等を想定
- ・内容：

(ア) 観光 PR セミナー

- ・県関係者が、本県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力について15分程度のプレゼンテーション（要フランス語通訳）を行うことを想定すること。
- ・プレゼンテーション用資料（フランス語版）については、県と協議のうえ作成し、適宜翻訳・調整を行うこと。

(イ) 伝統文化の魅力発信

- ・イベントにおいて、本県の伝統文化の担い手（こきりこ節の踊り手1名を想定）による本県の伝統文化の魅力発信を行うこと。
ただし、派遣者は、県において調整し選定するものとする。
- ・実演等の内容は現地の旅行会社やメディア等に訴求可能な内容とすること。
- ・伝統文化の担い手の滞在に係る謝礼・渡航費・滞在費（現地での移動費は除く）1名分と物品等の国内外輸送費を本委託に含めること。

(ウ) その他イベント内容に関する提案

- ・上記（ア）（イ）に加えて、現地旅行会社やメディア等への訴求に効果的な観光プロモーションの手法や内容がある場合は提案すること。

(エ) フォローアップ

- ・イベント実施後、現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等の参加者へアンケートを実施し、回答内容の翻訳・分析を実施すること。
- ・参加者への訪問・電話・メール等継続的なフォローアップをすること。

②一般消費者向け観光 PR イベント

観光セミナー、トークイベントを含む観光 PR イベントを提案すること。

- ・実施回数：1回以上（土曜日の開催を想定）
- ・対象者：訪日旅行に関心のある一般消費者
- ・内容：

(ア) 観光 PR セミナー

- ・県関係者が、本県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力について15分程度のプレゼンテーション（要フランス語通訳）を行うことを想定すること。
- ・プレゼンテーション用資料（フランス語版）については、県と協議のうえ作成し、適宜翻訳・調整を行うこと。

(イ) 伝統文化の魅力発信

- ・イベントにおいて、本県の伝統文化の担い手（こきりこ節の踊り手1名を想定）による本県の伝統文化の魅力発信を行うこと。
- ・派遣者は、（4）①（イ）の人物と同一人物であると想定すること。
- ・実演等の内容はフランスの高付加価値旅行者等に訴求可能な内容とすること。

(ウ) その他イベント内容に関する提案

- ・上記(ア)(イ)に加えて、フランスの高付加価値旅行者等への訴求に効果的な観光プロモーションの手法や内容がある場合は提案すること。

(エ) フォローアップ

- ・イベント実施後、参加者へアンケートを実施し、回答内容の翻訳・分析を実施すること。

③一般消費者向け体験ワークショップ

本県の伝統文化に関する体験ワークショップを提案すること。

- ・実施回数：2回以上（土曜日の開催を想定）
- ・対象者：訪日旅行に関心のある一般消費者
- ・内容：

(ア) 伝統文化の魅力発信

- ・本県の伝統文化の魅力発信を行うこととし、体験ワークショップの内容について提案すること。
- ・体験ワークショップのインストラクターは、(4)①(イ)、②(イ)の人物の活用を検討すること。
- ・体験ワークショップの内容はフランスの高付加価値旅行者等に訴求可能な内容とすること。

(イ) フォローアップ

- ・イベント実施後、参加者へアンケートを実施し、回答内容の翻訳・分析を実施すること。

(5) その他の観光プロモーション

- ・(4)①、②、③に限らず、本県の魅力を発信するための効果的な観光プロモーションの手法や内容がある場合は提案すること（富山県産品の商品販売、広告掲載、旅行会社やメディアへのセールスなど）。

(6) その他

①イベントの企画・運営

- ・イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・参加者の募集、調整等の全体管理を行うこと。
- ・会場利用について、会場側と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込める物品等の制約を確認したうえで適正に使用すること。
- ・イベントの円滑な開催、運営に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。
- ・参加者に配布するパンフレット（フランス語）を作成し、施設への輸送を行うこと。
- ・県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。

②会場の設営・展示・装飾

- ・本県の魅力を発信し、参加者の興味を喚起するよう設営・展示・装飾を行うこと。
- ・県や会場側と調整のうえ、会場の設営に必要な什器・備品の手配を行い、展示終了後は備品を撤去すること。

- ・イベントでの配布資料（観光 PR 資料等）、受付名簿など、開催に必要な資料等を用意すること。

③広報・プロモーション

- ・イベント開催について情報発信を積極的に行い、集客に努めること。
- ・県が制作した動画等を活用し、効果的に PR すること。
- ・イベント実施後も実施した内容について、SNS 等を使って効果的に発信すること。
- ・その他効果的な方法で現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等にプロモーションをすること。

④現地対応

- ・プロモーションの実施に係る現地対応の責任者およびスタッフを用意すること。
- ・プロモーションで必要となるパソコン、Wi-Fi 等の通信設備を手配すること。

⑤市場調査/フォローアップ

- ・プロモーションの参加者、来店者等に対しアンケートを行うなど、参加者の反応、現地ニーズの把握等に努めること。
- ・市場調査結果の分析・今後の戦略案を提案すること。
- ・行事終了後も、プロモーションの成果について積極的に情報発信を行うこと。
- ・プロモーションの成果として、現地メディアでの紹介をはじめ、実施後に反響があった場合や、現地の旅行代理店やメディア等の来県があった場合は、県に情報提供すること。

⑥経費

- ・プロモーションの実施に係る国内外輸送費、関税、VAT（付加価値税）などの実費は本委託に含めること。プロモーションに必要な備品、食材等の輸送を行う場合は、検疫や通関等、必要となる一切の手続きを行うこと。
- ・委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 KPI の設定及び効果測定

委託業務の目的を踏まえ、KPI を設定し、その達成に向けた具体的な方策を提案すること。

（例）参加者数、商談件数、旅行商品造成に向けた有望案件数、メディア掲載・露出見込み件数、参加者満足度、富山県の認知度・理解度の向上等

6 企画提案書に記載を求める事項

（1）イベント企画

- ・現地旅行会社・メディア向けイベントの企画内容
- ・一般消費者向け観光 PR イベントの企画内容
- ・一般消費者向け体験ワークショップの具体的内容
- ・会場候補、日程、実施体制

（2）広報・集客計画

- ・ターゲット別の集客方法
- ・活用媒体
告知・PR スケジュール
想定リーチ、申込、参加者数

（3）KPI 及び効果測定

- ・KPI 項目

- ・目標値
- ・目標設定の根拠
- ・達成に向けた具体策
- ・測定・報告方法
- (4) 実施体制
 - ・業務責任者
 - ・現地対応体制
 - ・通訳、司会、運営スタッフ体制
 - ・危機管理体制
 - ・類似業務の実績
- (5) 業務スケジュール
- (6) 見積内訳

7 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

(1) 実績報告書（電子媒体1部）

- ① イベント参加者数、イベントの評価等
- ② アンケート集計結果
- ③ 写真
- ④ プロモーション後の成果（来県実績や問い合わせ実績）
- ⑤ 本業務により作成したデータ等
- ⑥ その他富山県が必要と認める資料等

(2) 成果物に関する著作権等

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
- ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。
- ③ 制作の都合上やむを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。
- ④ 県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、県が無償でできるようにすること。

8 その他

- (1) 現地の社会情勢に十分留意し、事業を実施するものとする。
- (2) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に参加させること。
- (3) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (4) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従う

て進めること。

- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。